

判断能力が衰えたら、財産管理どうする？

認知症などで判断能力が衰えたと、自分や家族の財産管理をどうしたらよいか。そうなる前の備えとして、後見制度や信託への関心が高まっています。終活に関わる業務にも詳しい司法書士の大久保啓介さん（埼玉県草加市・司法書士法人大久保事務所）に聞きました。

（徳間絵里子）

司法書士 大久保啓介さんに聞く

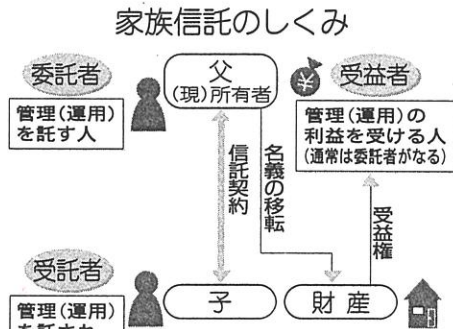
「認知症になると金融機関の口座は凍結される。」「認知症になっても家の売却はできるのか？」など、不安の声をよく聞きます。元気なうちに対策をとっておいた方がいいのかという相談も、最近増えました。高齢者が判断能力を喪失したときの財産管理には、「後見」と「信託」という二つの方法があります。



【家族信託の事例】

事例1 父親の認知症に備えたい  
元気なうちに子どもを受託者として家族信託契約を結んでおく。父の判断能力が低下したとき、信託財産から生活費をまかなったり、不動産を処分したりできる。任意後見も利用できるが、本人の財産管理が目的なので、資産運用を目的とする不動産の処分はできない。  
事例2 障害のある子どもに財産を残したい  
親が委託者、信頼できる人を受託者、子どもを将来的な受益者として信託契約を結んでおく。

「後見」「信託」二つの制度 状況に合わせて利用を



(大久保さん作成の資料から)

家裁が選任

まず「後見」ですが「法定後見」と「任意後見」があり、どちらも法律で定められた制度です。法定後見には、本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の三つがあります。このうちの後見についてお話しします。親族等から申し立てがあると、家庭裁判所は、本人の財産を管理する後見人（成年後見人）を選任します。親族を成年後見人に選任することもありますが、面識のない弁護士や司法書士がつくこ

とも多いです。財産管理を任せられた人が使い込んでしまうなどのトラブルが増えたため、法律的知識のある専門家が選任されているのです。成年後見人が全財産を管理するので、家族が本人のために預金を使うことは認められません。制度を利用したら途中でやめられないこと、本人の財産の額に応じて月額2万6000円程度の報酬が発生すること、などの問題が指摘されています。利点として、本人が不適切な契約をしても、成年後見人が取り消すことができます。後で述べますが、任意後見人では取り消すことができないので、認知症で詐欺被害にあいやすい

人の場合には法定後見を選任すべきです。もう一つは任意後見です。本人が財産管理を任せたい人（任意後見受任者）と、公正証書で任意後見契約をします。法定後見との違いは、財産管理を任せたい人を自分で選べることです。本人が判断能力を喪失した場合、任意後見受任者等が申し立てを行い、家庭裁判所は任意後見監督人を選任します。任意後見受任者は任意後見人となり、本人の財産の管理をすることができません。任意後見監督人には月1万3000円程度の報酬がかかります。任意後見監督人が選任されると、任意後見人は、家庭裁判所の許可を得ないと辞任できません。

任意後見監督人が関与することで、財産管理が適正にされているかをチェックできます。任意後見を託せる人を事前に決められるため、認知症対策として信託と任意後見のどちらがいいか、迷うケースがあります。どんな制度を利用するかは家族構成や資産内容によって変わるので、専門家によく相談ください。

家族と契約

「信託」は信託法という法律に基づく行為ですが、受託者が信託会社や信託銀行ではなく、家族がなる信託を俗に「家族（民事）信託」といいます。家族信託は、本人が認知症にならなくても開始